

回答書

(仮称)桃三学童クラブ運営業務等公募型プロポーザルに係る質問について、以下のとおり回答いたします。

項番	質問項目	質問内容	回答
1	利用状況	西荻北学童クラブの土曜日の参加児童数の平均をご教示ください。	令和2年度の実績で西荻北学童クラブの土曜日の参加児童数の平均は、2.3人です。
2	提出書類	提出書類について、様式を指定していない書類は、原則としてA4縦とし、通しのページ番号を付けてください。とありますが、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付け、インデックスの項目ごとに番号を付けてよろしいでしょうか。(表紙から1～何百ページではなく)	提出書類は、正本・副本に分けてファイル等で一冊に綴じていただきますので、インデックスごとではなく、通しでページ番号を付けてください。
3		ご提出する納税証明は、法人税・消費税等、以下の内容でよろしいでしょうか？過不足あればお知らせ願います。 1. 納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明 2. 「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」の所得金額の証明 3. 未納の税額がないことの証明 3の2. 「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明(個人用) 3の3. 「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明(法人用) 4. 証明を受けようとする期間に、滞納処分を受けたことがないこと	法人税、法人住民税など、法人に課せられているすべての税に関する証明が必要です。 なお、未納のないことの証明でも構いません。
4		納税証明書について、最近の決算期2020年度については納税時期が最近のため、税務署による証明書発行が書類提出期日に間に合いませんため、2019年度分での提出とさせていただきますが問題ございませんでしょうか。	2019年度分での提出となった理由が分かるようにしていただければ結構です。
5		最近の決算期2020年度については、会計士による報告書等が確定していないため、2019年度分での提出とさせていただきますが問題ございませんでしょうか。	2019年度分での提出となった理由が分かるようにしていただければ結構です。
6		財産目録の提出は、決算書付属の明細書となります。必須な記載事項がございましたらお知らせください。	必須な記載事項はございません。決算書付属の明細書をご提出いただければ結構です。
7		学童クラブの準備期間において、令和4年1月4日(火)から3月31日(木)までと記載がありますが、常勤の配置は、この期間の中で何月に何日程度を想定しているか、ご教示ください。	引継ぎ期間及び引継ぎ実施日は、令和4年1月～3月の3か月間、原則として、週5日を引継ぎ日とし、その内の1日を法人本部等で準備業務を行う日として想定しています。
8	児童館から学童クラブを小学校内に移転するにあたっての手配や備品費用について、事業者における負担事項・物品はございますでしょうか。	移転に関しては、全て区が行いますので、事業者における負担は一切ございません。	
9	記載されている参考価格は、税込み価格か、税抜き価格かご教示ください。	第二種社会福祉事業であるため、消費税は非課税です。	
10	精算項目をご教示ください。特別支援児童対応経費以外の項目で精算する項目を教えてください。	基本的には、特別支援児童対応経費のみが精算の対象ですが、年度途中における入会児童の増加等により著しく業務量が増加した場合など、精算の対象となることがあります。	
11	準備委託	準備委託契約期間に配置する職員(常勤)の人数に定めはありませんでしょうか。	準備期間の職員配置数は、4月に配置予定の常勤職員すべてと、非常勤職員1名を基本に、協議の上決定します。

12		常勤について有資格という記載はございますが、非常勤についての資格要件は特に規定されていないという理解でよろしいでしょうか。また、クラブ長以外の常勤職員の経験年数については特に定めがないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	職員配置	学童クラブ運営に当たって、土曜日や、早朝や夕方の子童が少ない時間における職員配置については、国基準(40名まで2名。うち資格者1名以上)での配置とさせていただく形で問題ございませんでしょうか？	お見込みのとおりですが、配置する2人のうち1人は常勤職員を配置してください。
14		放課後等居場所事業運営に当たって、土曜日や、早朝や夕方の子童が少なかったらお知らせください。	放課後等居場所事業については、職員の配置人数の規定はありません。実施要領で区の水準を示しているとおり、職員配置人数は5人必要と考えております。ただし、参加人数が少ない曜日や時間帯等につきましては、区の水準を参考に、適切に職員を配置してください。
15	修繕	区で負担していただく修繕に、場所の指定や上限金額はありますか。	学童クラブ運営に必要な修繕は場所や金額にかかわらず区が責任を持って行います。
16	引継	学童クラブに、現在の児童館にある玩具・遊具で引き継いでもらえるものはあるでしょうか。	現在の児童館にある玩具・遊具を引き継ぐことを前提としています。
17	備品等	桃井第三小学校内で行う放課後等居場所事業で使用する教室に、TVモニターを常設することは可能でしょうか？ご教示ください。	放課後等居場所事業の拠点となる特別教室等は、日中、学校が使用し、放課後、学校が使用しない時間に拠点として活用いただく形となります。TVモニターに限らず、書庫等を常設する際には、学校の許可が必要となりますので、各校の判断(調整)によるものとなります。